

第1回空き家等対策協議会 議事要旨

日 時： 令和2年6月30日（火） 午前10時00分～11時45分

場 所： 可児市庁舎 4階第1、第2会議室

出席者： 【委員】11名

会長	亀井 栄治
会長職務代理者	加藤 幸治
	大平 伸二
	小泉 輝夫
	柴田 実
	山本 学
	佐々木 康二
	栗原 憲一郎
	西田 清美
	坂井 秀機
	安藤 重則（富田成輝代理）
欠席者：	桑原 敬之
事務局：	施設住宅課長 今井 亨紀
	同課住宅係長 石田 昌弘
	同課主任 板津 正幸
関係部局：	環境課長 西山 浩幸
	建築指導課長 吉田 順彦
	防災安全課長 中井 克裕

1. あいさつ

- ・ 亀井会長があいさつを行った。

2. 新委員の紹介

- ・ 令和2年4月1日付で着任した佐々木康二委員の紹介。
- ・ 佐々木委員があいさつを行った。
- ・ 市長代理にて出席の安藤重則建設部長があいさつを行った。

3. 可児市空き家等対策協議会について

【資料1に基づき事務局から報告】

質疑なし

4. 報告事項【概要】

(1) 令和元年度 空家実態調査結果について

【資料2, 3に基づき事務局から報告】

委員：資料3の建物棟数について、自治会で把握している現状の棟数と異なるがどのような計上の仕方をしているか。

事務局：建物棟数は地域別の集計資料が無く集計が困難であるため、可見市人口統計の世帯数に置き換えてある。

(2) 前年度の実績報告について

【資料4に基づき事務局から報告】

委員：啓発パンフレットについて、イラストでは管理不全な空き家を所有していることに対する危機感は所有者等に伝わらない。ひどく劣化した空き家の写真を入れるなどして、所有者等が空き家を適切に管理しよう、何か活用しようと思えるような内容にした方が良いのでは。

会長：確かにイラストでは伝わりにくいかも知れない。次回作成時には、物件が特定できないような空き家の写真を活用するなど、プライバシーには十分に配慮して作成してほしい。

事務局：了解した。

委員：パンフレットはいつ頃つくられたか。

事務局：2月頃に完成した。

委員：解体助成金の活用の相談はどのようなものがあるか。

事務局：解体に関する相談が大半で、リフォーム相談はほとんど無い。

委員：1,036件の空き家のうち、所有者等が亡くなった場合に適切に相続（登記）がされているかどうか事務局で把握しているか。

事務局：事務局では把握していない。

委員：税務課では把握できると思う。法務局でも啓発に取り組んでいるが、市でも死亡届の届出の際に市民課が相続に関する啓発に取り組むなどしていかないと相続（登記）の徹底は難しい。

委員：市民課等窓口業務の担当部署とも連携して啓発しないとなかなか適切な対応できないので是非協力して実施してほしい。

(3) 今年度の事業予定について

【資料5に基づき事務局から報告】

会 長：助成金を増額したことで利用の増加が見込めるが、1件当たりの上限を増額すると予算を増額しなければ申請件数が限られてしまう。今後の助成事業の見通しはどうか。

事務局：今年度は県の補助事業を年度末に急遽活用することで1件当たりの助成額を増額したが、予算の総額は変わっていない状況である。来年度以降は多くの方に制度を利用していただけるように予算の増額も含め検討していく。

会 長：パンフレットに助成金の案内がある中で、予算が無くなって助成金が活用できないという状況が起きないか心配だ。

事務局：もし予算が不足したら翌年度予算の活用を提案するなど、個別の状況に応じて適切に対応する。

委 員：自治会長に案内した地域における利用意向とのマッチングについて、何か要望はあったか。

事務局：今のところ0件である。

委 員：空き家実態調査について、倒壊の危険性のある空き家等について現場での注意喚起はできるか。

事務局：現状そのような物件は把握していないが、危険性が認識できる物件は現場にカラーコーンを設置するなどの注意喚起はできる。

5. 協議事項 次期（第2期）可児市空家等対策計画の策定について

次期対策計画の重点施策（案）の内容についての協議を行った。

事務局が提示した（案）に対して委員の意見を求めるものとする。

■空き家等実態調査の実施（継続）

質疑なし

■所有者等意向調査の実施（継続）

委 員：相続状況についての項目をアンケートに入れてはどうか

事務局：了解した。

■相談窓口の一本化（継続・新規）

委 員：相談者の個人的な相談を受ける際には注意が必要である。法律相談、税務相談などについては、資格が無いと回答してはならない相談内容もあるため、回答の仕方を間違えると問題

となることがある。

委員：相談者に相談内容を録音されることもあるため、取り組み方には特に気を付けた方が良い。

事務局：協定の締結に取り組むことについての協議会としての意見はいかがか。

会長：協議会としては、取り組むこと自体に問題は無いという意見である。

■空き家等の適正管理に関する啓発（継続）

委員：地元自治会とパンフレットを活用した啓発を図るとあるが、自治会と連携するのであれば、空き家実態調査の際に空き家を判断する情報を提供してもらうことで判断の精度を高めるなど、もっとできることがあるのではないか。

委員：自治会長に空き家調査に協力していただく方法もある。

委員：もしそれをやるのであれば、自治連合会に出て自治連合会長に声を掛けていただければよい。

事務局：空き家実態調査は、現状でも判断に困る家屋は近隣住民への聞き取り調査をしながら判断している。自治会に協力していただくと負担を増やすことにもなるので、今後慎重に提案したい。

■空き家等の発生抑制や空き家等対策に向けた事前準備に関する啓発（継続）

会長：チラシは新しいものを再度作るということか。

事務局：そうである。

■所有者等と地域における利用意向とのマッチング（継続）

委員：自治会長への案内文書を4月に1度送付するだけでは取組みの趣旨が伝わらない。別の時期に再度送付した方が良く伝わるのではないか。

事務局：検討する。

■除却に関する助成支援（変更）

質疑なし

■特定空家等に対する措置（継続、新規）

会 長：特定空家の判断基準は、次期対策計画の期間中に判断基準を新たに設けるのか、期間前に基準を設けて新しい基準で次期計画期間を運用するのどちらか。

事務局：次期対策計画期間中に新たな基準の作成を検討するということである。

■可児市空き家・空き地バンク制度の改正（変更）

委 員：空き地の取り扱いをバンクから外す意図は。

事務局：空き家等の解消や、管理不全の空き家等を減らすことに特化するためである。

委 員：空き家の解消に特化していくのであれば、土地の売買は民間事業者任せれば良いと思う。

委 員：バンクの開始当初は空き地の管理不全も地域に悪影響が出ることから、空き地も取り扱っていたと記憶している。そのような意図があれば良い。

委 員：空き家を除却した土地もこの制度改正後はバンクで取り扱わないということか。

事務局：そうである。

会 長：意見が出たことを踏まえ、事務局のこの施策に対する意向は。

事務局：案の通り次期対策計画に入れたい。

会 長：了解した。

■西可児地区における空き家モデル事業の実施（新規）

委 員：大学生を巻き込んで空き家を活用するような取り組みを提案してはどうか。我々では思い付かない良い取り組みの案が出てくるかも知れない。

事務局：検討する。